

小城市通学路交通安全プログラム

平成 26 年 3 月 6 日作成

令和 4 年 6 月 9 日改定

小城市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「小城市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「小城市通学路安全推進会議」を設置します。

- ・国土交通省佐賀国道事務所 鳥栖維持出張所
- ・佐賀土木事務所
- ・小城警察署
- ・小城市教育委員会教育総務課
- ・小城市総務部防災対策課
- ・小城市建設部建設課

3. 協力組織

各地区の実情を踏まえた合同点検や対策の実施とするため、以下の組織の協力を得ます。

- ・小城市児童生徒安全確保推進会議

4. 取組方針

(1) 基本的方針

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 合同点検の実施方針

○合同点検の実施方法及び体制

- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、各学校等の危険箇所の報告を受け、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し合同点検を実施します。また、必要に応じて小城市児童生徒安全確保推進会議の協力を要請します。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

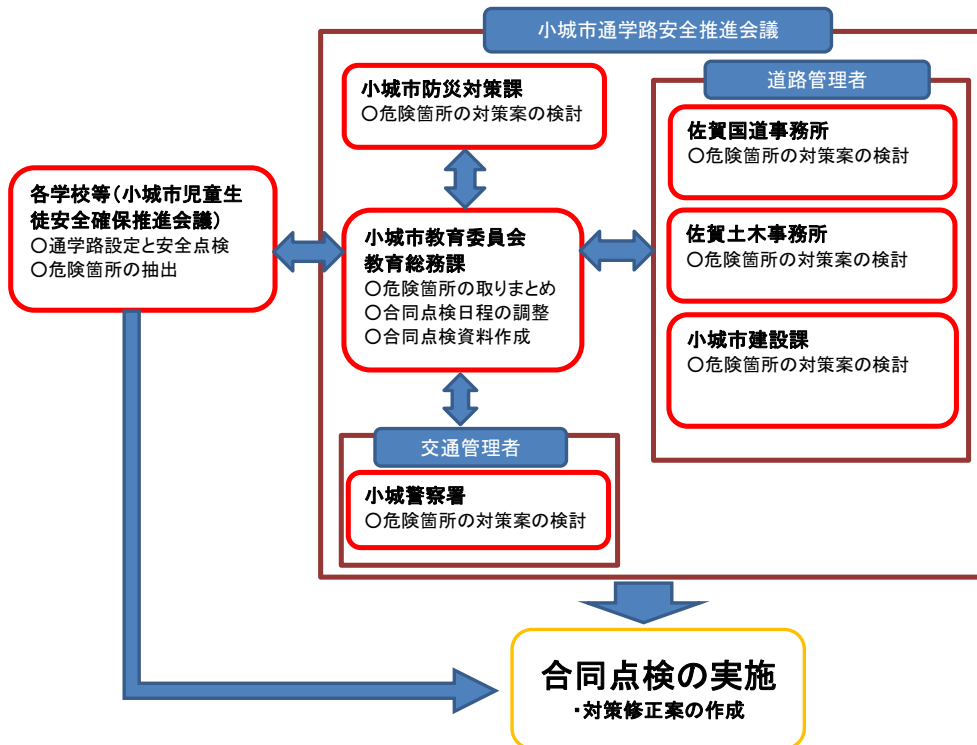
(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

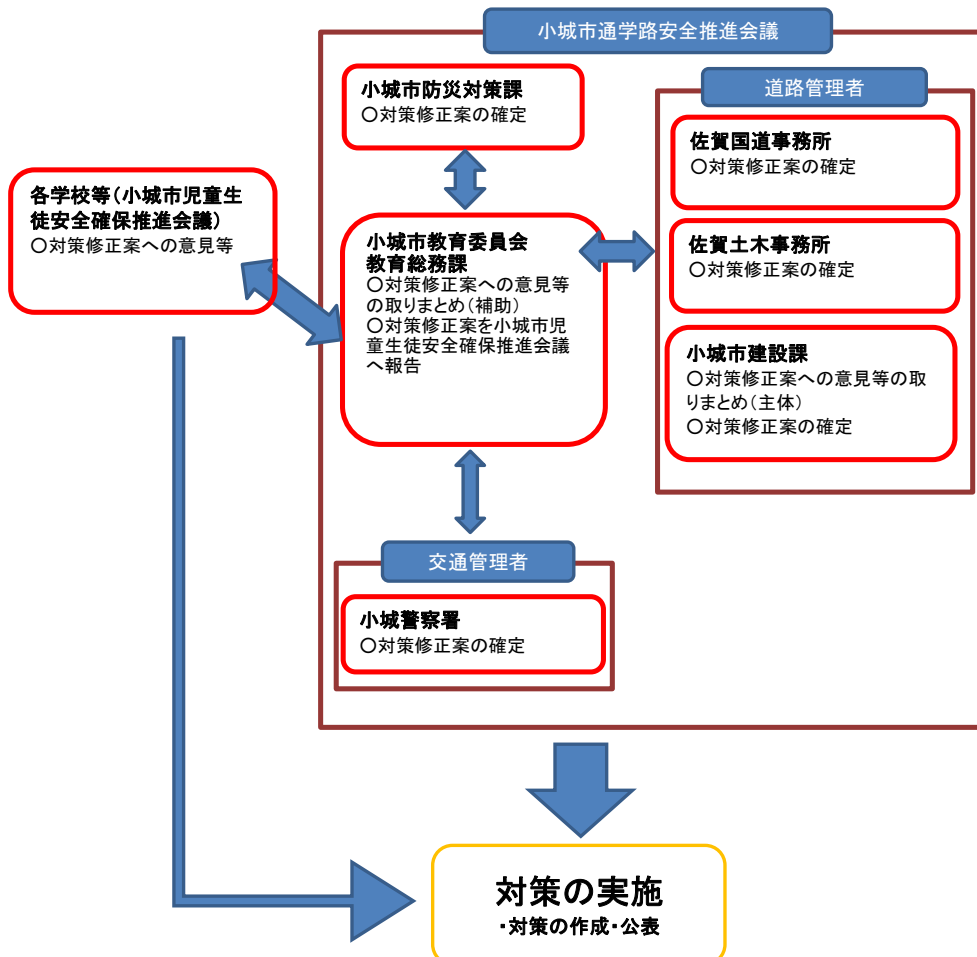
5. 箇所図、箇所一覧表の公表

学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

【通学路における合同点検の流れ】



【合同点検を受けた対策の実施検討の流れ】



年間スケジュール

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小城市児童生徒安全確保推進会議	各学校等												
小城市通学路安全推進会議	佐賀国道事務所 鳥栖維持出張所												
	佐賀土木事務所												
	小城警察署												
	小城市教育委員会教育総務課												
	小城市防災対策課												
	小城市建設課												